

平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲号証）

2009（平成21）年1月23日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 寿 男

ほか41名

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲25号証	「日本の多目的ダム」抜粋（69～79頁）	平成2年9月25日	建設省河川局	水資源開発促進法によってフルプランが個別ダム計画の上位計画に位置づけられていること	写し
甲26号証	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）	平成15年11月11日	国土交通大臣 石原伸晃	八ッ場ダムの群馬県水道のダム使用権設定者が群馬県知事であること	写し
甲27号証の1ないし4	上水道給水状況		群馬県食品監視課	群馬県の給水人口はここ数年頭打ちの状態にあること	写し
甲27号証の5	水道普及率及び施設箇所（平成18年度末）		群馬県食品監視課	群馬県の水道普及率は平成18年度で既に99.2%に達していること	写し
甲28号証	群馬県ホームページ「群馬県の将来推計人口」		群馬県	群馬県の人口につき、既に減少傾向に入っていて、今後は次第に減少していくことを被告群馬県自身が認めていること	写し
甲29号証	群馬県の将来推計人口	平成20年6月	群馬県企画部統計課	同上	写し

甲30号証	都道府県別人口および増加率の将来推計	平成19年5月	国立社会保障・人口問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所の推計でも群馬県人口が今後、減少していくこと	写し
甲31号証の1	県央第二水道用水供給事業経営認可申請書	昭和62年12月9日	群馬県知事清水一郎	県央第二水道の水需給計画が示されていること	写し
甲31号証の2	東部地域水道用水供給事業経営認可申請書	昭和62年12月9日	群馬県知事清水一郎	東部地域水道の水需給計画が示されていること	写し
甲32号証	群馬県公営企業決算書	平成19年度	群馬県	県央第二水道、東部地域水道における平成19年度の各市町村の受水量と受水支払額が示されていること	写し
甲33号証	東毛工業用水道事業変更届出書	平成5年2月4日	群馬県知事小寺弘之	東毛工業用水道の水需要予測が示されていること	備考
甲34号証	群馬県の需給想定調査票（公文書開示資料）	平成19年度	群馬県	第五次フルプランのため、群馬県が国土交通省に提出した水需給計画において平成27年度の上水道の水源別供給量が示されていること	写し
甲35号証	群馬県水道用水供給規定	平成16年10月18日	群馬県	群馬県営水道では各市町村の申請で契約水量の変更が行えること	写し
甲36号証	国土交通省の資料（関東平野北部地下水採取量）	平成20年8月5日	国土交通省水資源部	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱の保全地域における平成18年度の県別用途別の地下水採取量が示されていること （本書証の2枚目は甲11の添付資料13としても提出されている。）	写し
甲37号証	関東平野北部地盤沈下対策の保全観測地域の農業用地下水の算出方法（公文書開示資料）	平成20年11月26日	群馬県	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱の保全地域における群馬県の農業用地下水の採取量は報告ではなく、推定式で求められていること	写し
甲38号証	群馬県の生活環境保全条例施行規則	平成20年度	群馬県	群馬県では農業用井戸の揚水量報告が深さ50メートル以浅は除かれていること	写し
甲39号証	全国地盤環境情報ディレトリ	平成20年度	環境省	群馬県生活環境保全条例によって報告された、平成18年までの群馬県保全地域の用途別地下水揚水量が記載されていること	写し
甲40号証	関東における農業用地下水の実態要	平成13年7月	関東農政局	農業用井戸の深度別の地下水利用量が市町村別に記載されていること	写し

甲41号証	埼玉県地盤沈下調査報告書	平成20年度	埼玉県	埼玉県生活環境保全条例によって報告された平成18年の用途別地下水揚水量が記載されていること	写し
甲42号証	埼玉県生活環境保全条例	平成20年度	埼玉県	埼玉県では農業用井戸の揚水量報告が深さ30メートル以浅は除かれていること	写し
甲43号証	平成19年度東部地域水道の送水の水質	平成20年度	群馬県	東部地域水道の送水のトリハロメタン濃度が示されていること	写し

以上